平成31年度分　市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書の書き方（表）

平成 31 年 1月 1日現在、仙北市に住んでいる方に、平成 30 年中の所得等を申告して いただくものです。
なお、平成 30 年中に勤務先より給与支払報告書が仙北市に提出されている場合や、ご自身で所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告の必要はありません。

※平成29年度の申告からマイナンバーの記載が必要となっています。

【申告が必要な方】

① 平成30年中に営業、農業、不動産などの所得があった方
　※農産物を販売していない農家の方につきましては、農業の申告を省略することもできます。

② 給与所得者で「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されていない方
③ 公的年金受給者で、所得控除（扶養控除、社会保険料控除等）を受けようとする方
④ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする方
⑤ 収入のない方や非課税所得（遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付等）のみの方

注1　代理の方が申告する場合は、収入金額や必要経費など内容がわかる方が申告してください。
注2　住民税と所得税では、各種所得控除額が異なりますのでご注意ください。

◎表面の上部「現住所～続柄」を忘れずに記入してください。

あなたの、
・「現住所」・・・現在お住まいになっている住所を記入してください。
・「1月1日現在の住所」・・・1月1日時点の住所が現在の住所と異なる場合は記入してください。
以下、「業種または職業」「電話番号」「フリガナ」「氏名」「生年月日」「世帯主」「続柄」について記入後、押印してください。

⑯ 寡婦控除	寡婦 260,000 円	① 夫と死別・離婚した後再婚していない人で、扶養親族のある人 ② 夫と死別した後再婚していない人で、合計所得金額が500万円以下の人
	特別寡婦 300,000 円	※ 夫と死別・離婚した後再婚していない人で、扶養親族のある子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の場合は特別寡婦になります。
⑯ 寡夫控除	寡夫 260,000 円	妻と死別・離婚した後再婚していない人で、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。
⑰ 勤労学生控除	勤労学生 260,000 円	本人が学生・生徒で合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合。
⑱ 障害控除	普通障害 260,000 円	本人または配偶者や扶養親族の対象になる方が障害者である場合は、氏名と障害の等級を記入してください。
	特別障害 300,000 円	※普通障害者・・・身障手帳3～6級、療育手帳B級など ※特別障害者・・・身障手帳1・2級、療育手帳A級など または、65歳以上でその障害の程度が上記と同程度であるとして、市長等の認定を受けている人
	同居特別障害 530,000 円	※同居特別障害者・・・ 特別障害者で本人や本人と生計を一にする親族のいずれかと同居している人

※平成29年度からマイナンバーの記載が必要となっています。

⑲～⑳配偶者控除・扶養控除
生計を一にする配偶者・扶養親族で昨年の合計所得が38万円以下である方
配偶者・扶養親族の氏名と生年月日を記入してください。
＊16歳未満の扶養親族欄について、平成24年度分から16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除が廃止となりましたが、住民税の非課税限度額制度等に使用するため記入してください。

【控除額】

一般の控除対象配偶者			330,000 円
老人控除対象配偶者（S24.1.1以前生）			380,000 円
扶養控除	一般扶養		330,000 円
	特定扶養（H8.1.2～H12.1.1生）		450,000 円
	老人扶養（S24.1.1以前生）	同居の老親等	450,000 円
		その他の老人	380,000 円

＊配偶者控除と配偶者特別控除を併せて受けることはできません。
※平成29年度からマイナンバーの記載が必要となっています。

⑲～⑳配偶者特別控除
申告者の給与収入（合計所得）合計所得が1,120万円（900万円）以下で配偶者の合計所得が38万円超123万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

（単位：円）

配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
380,001 ～ 900,000	330,000	1,100,001 ～1,150,000	110,000
900,001 ～ 950,000	310,000	1,150,001 ～1,200,000	60,000
950,001 ～ 1,000,000	260,000	1,200,001 ～1,230,000	30,000
1,000,001 ～ 1,050,000	210,000	1,230,001 ～	0
1,050,001 ～ 1,100,000	160,000		

申告者の給与収入（合計所得）合計所得が1,120万円（900万円）超1,170万円（950万円）以下で配偶者の合計所得が38万円超123万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

（単位：円）

配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
380,001 ～ 900,000	220,000	1,100,001 ～1,150,000	80,000
900,001 ～ 950,000	210,000	1,150,001 ～1,200,000	40,000
950,001 ～ 1,000,000	180,000	1,200,001 ～1,230,000	20,000
1,000,001 ～ 1,050,000	140,000	1,230,001 ～	0
1,050,001 ～ 1,100,000	110,000		

申告者の給与収入（合計所得）合計所得が1,170万円（950万円）超1,220万円（1,000万円）以下で配偶者の合計所得が38万円超123万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

（単位：円）

配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
380,001 ～ 900,000	110,000	1,100,001 ～1,150,000	40,000
900,001 ～ 950,000	110,000	1,150,001 ～1,200,000	20,000
950,001 ～ 1,000,000	90,000	1,200,001 ～1,230,000	10,000
1,000,001 ～ 1,050,000	70,000	1,230,001 ～	0
1,050,001 ～ 1,100,000	60,000		

※平成29年度からマイナンバーの記載が必要となっています。

平成31年度　市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書　表

仙北市長殿

現住所			世帯番号
1月1日現在の住所			個人番号
			業種又は職業
フリガナ		生年月日	電話番号
氏名	㊞		統一個人番号
提出 世帯主の氏名		続柄	

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補填される金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
⑪ 医療費控除	支払った医療費 円	保険金などで補填される金額 円	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料 円	社会保険の種類 / 支払った保険料 円
	合計		
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計 円	旧生命保険料の計 円	
	新個人年金保険料の計 円	旧個人年金保険料の計 円	
	介護医保険保険料の計 円		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計 円	旧長期損害保険料の計 円	
⑯・⑰ 寡婦（寡夫）控除 / 勤労学生控除	⑯ □ 寡婦（寡夫）控除 □ 死別　□ 生死不明 □ 離婚　□ 未帰還	⑰ □ 勤労学生控除（学校名）	
⑱ 障害者控除	1 氏名	障害の程度	
	統一個人番号		
	2 氏名	障害の程度	
	統一個人番号		
⑲・⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者氏名	生年月日	合計所得 円
	統一個人番号		
㉑ 扶養控除	1 氏名	生年月日 / 同居・別居 / 続柄	控除額 万円
	統一個人番号		
	2 氏名	生年月日 / 同居・別居 / 続柄	控除額 万円
	統一個人番号		
	3 氏名	生年月日 / 同居・別居 / 続柄	控除額 万円
	統一個人番号		
	4 氏名	生年月日 / 同居・別居 / 続柄	控除額 万円
	統一個人番号		
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	1 氏名	生年月日 / 同居・別居 / 続柄	控除額 万円
	統一個人番号		
	2 氏名	生年月日 / 同居・別居 / 続柄	控除額 万円
	統一個人番号		
	3 氏名	生年月日 / 同居・別居 / 続柄	控除額 万円
	統一個人番号		
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、統一個人番号及び住所を記入してください。			扶養控除額の合計

収入金額等	事業	営業等 ア 円
		農業 イ
	不動産 ウ	
	利子 エ	
	配当 オ	
	給与 カ	
	雑	公的年金等 キ
		その他 ク
	総合譲渡	短期 ケ
		長期 コ
		一時 サ
所得金額	事業	営業等 ①
		農業 ②
	不動産 ③	
	利子 ④	
	配当 ⑤	
	給与 ⑥	
	雑 ⑦	
	総合譲渡・一時 ⑧	
	合計 ⑨	
所得から差し引かれる金額	雑損控除 ⑩	
	医療費控除 ⑪	
	社会保険料控除 ⑫	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑬	
	生命保険料控除 ⑭	
	地震保険料控除 ⑮	
	寡婦（寡夫）控除 ⑯	
	勤労学生・障害者控除 ⑰⑱	
	配偶者控除 ⑲	
	配偶者特別控除 ⑳	
	扶養控除 ㉑	
	基礎控除 ㉒	380,000
	合計 ㉓	

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・都道府県民税申告書（分離課税等用）」とあわせて提出してください。

5　給与・公的年金等に係る所得以外（平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法
□ 給与から差し引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「統一個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

※裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

「1収入金額等」「2所得金額等」について

事業	営業等	ア：卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業及び不動産業、運輸、通信業、サービス業などから生ずる収入、及び、大工、保険外交員、音楽教師、集金人などの事業から生ずる収入 ①：営業等の所得＝総収入金額－必要経費
	農業	イ：米、野菜、果樹などの栽培及び生産、家畜などの飼育、酪農品の生産などから生ずる収入 ②：農業所得＝総収入金額－必要経費
不動産		ウ：貸家、アパート、貸店舗、地代、駐車場などから生ずる収入 ③：不動産所得＝総収入額－必要経費
利子		エ：所得税の源泉分離課税の対象とならない特定の利子 ④：利子所得＝収入金額
配当		オ：株式や出資の配当などから得た収入 ⑤：配当所得＝収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子
給与		カ：給料、賞与、賃金などの収入（収入金額は手取り額ではなく源泉徴収税額や社会保険料等の諸控除を差引く前の金額です。） ⑥：給与所得の求め方は別記表を参照してください。
雑所得	公的年金等	キ：国民年金、厚生年金（基金含む）、農業者年金、恩給等の年金 ※遺族年金、障害者年金、老齢福祉年金等は非課税所得となります。 ⑦：公的年金等の所得の求め方は別記表を参照してください。
	その他	ク：互助年金、郵便年金、生命保険契約に基づいて支給される年金、原稿料、講演料などの収入 ⑦：その他の雑所得＝総収入金額－必要経費
総合課税の譲渡・一時		譲渡・・・　土地、建物以外の資産（動産）の譲渡により生ずるもの（特別控除50万円） ケ：短期譲渡・・・　取得の日から5年以内に譲渡されたもの コ：長期譲渡・・・　取得の日から5年を超えて譲渡されたもの サ：一時・・・　営利目的の継続的行為から生じたものでなく、労務に対する対価でもなく、一時的な性質を持っているもの　（特別控除50万円） ⑧：総合譲渡・一時所得＝短期譲渡所得＋（長期譲渡所得＋一時所得×1／2

⑩ 雑損控除	災害・盗難・横領などにより住宅や家財など損害を受けた場合の控除額は、次の①、②の算式で計算したいずれか多い方の金額です。 ①　（損失額－保険金等の補てん額）－（総所得金額等の合計額×10%） ②　災害関連支出－50，000円
⑪ 医療控除	本人や本人と生計を一にする配偶者その他親族のために医療費を支払った場合の控除（最高200万円） 医療費控除額＝（支払った医療費－補てんされる金額）－10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない金額
⑫ 社会保険控除	年間に支払った社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の額を記入してください。
⑭ 生命保険控除	**・平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る控除　「新契約」** 控除額は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分し、それぞれ下記の算式で計算した金額（いずれも28，000円を限度）の合計額（最高70，000円）とする。

	支払った金額(A)	控除額
「新契約」	12,000 円　以下	(A) の全額
	12,001 円～　32,000 円	(A) ×0.5＋6,000円
	32,001 円～　56,000 円	(A) ×0.25＋14,000円
	56,001 円　以上	一律　28,000円

・平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除　「旧契約」
従前の控除額を適用。控除額は、「一般生命保険料」、「介護保険料」及び「個人年金保険料」に区分し、それぞれ下記の算式で計算した金額（いずれも35，000円を限度）とする。

	支払った金額(A)	控除額
「旧契約」	15,000 円　以下	(A) の全額
	15,001 円～　40,000 円	(A) ×0.5＋7,500円
	40,001 円～　70,000 円	(A) ×0.25＋17,500円
	70,001 円　以上	一律　35,000円

・新契約と旧契約の双方について生命保険料控除の適用を受ける場合
「新契約」と「旧契約」双方の支払い保険料について、「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の適用を受ける場合は、それぞれ上の算式により算出した金額（いずれも限度額は28,000円）とし、「介護医療保険料控除」を含めた合計による限度額は70,000円とする。

⑮ 地震保険控除	家屋・家財に対する地震保険料や旧長期損害保険料（火災保険料、身体障害、入院医療費に対する損害保険料）を支払った場合の控除 ①地震保険　・・・　地震等を原因とする損害を補償する保険 ②旧長期損害保険　・・・　平成18年12月末までに締結した旧長期損害保険（保険期間10年以上で満期返戻金があるもの）にあたるもの

	支払った金額(A)	控除額
①地震保険料	50,000 円　以下	(A) ×0.5
	50,001 円～	一律　25,000円
②旧長期損害保険料	5,000 円　以下	(A) の全額
	5,001 円～　15,000 円	(A) ×0.5＋2,500円
	15,001 円　以上	一律　10,000円
③両方ある場合	①より求めた金額＋②より求めた金額（最高　25,000円）	

【問い合わせ】
仙北市総務部税務課　市民税係
電話　0187-43-1117　　FAX　0187-43-2365
〒014-1298　秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

平成31年度分　市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書の書き方（裏）

6　給与所得の内訳

①事業所種別	
勤務先	
所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
②事業所種別	
勤務先	
所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
③事業所種別	
勤務先	
所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円

7　事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8　配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
		円	円
	国外株式等に係る外国所得税額		

9　雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

10　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額−必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額−特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ　円
	長期					ロ
一時						ハ
右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに、右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。					合計 イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]	ニ

11　事業専従者に関する事項

1	フリガナ	続柄	生年月日	明・大 昭・平	・ ・	専従者給与（控除）額	
	氏名						
	個人番号					従事月数	
2	フリガナ	続柄	生年月日	明・大 昭・平	・ ・	専従者給与（控除）額	
	氏名						
	個人番号					従事月数	
3	フリガナ	続柄	生年月日	明・大 昭・平	・ ・	専従者給与（控除）額	
	氏名						
	個人番号					従事月数	

所得税における青色申告の承認の有無　承認あり・承認なし　合計額

12　事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
事業譲渡の特例適用分の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	円
	損失額、被災損失額（白）	円
前年中の開廃業	開始・廃止	
	月　日	

□ 他都道府県の事務所等

13　別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ	続柄	生年月日	明・大 昭・平	・ ・	住所
	氏名					
	個人番号					
2	フリガナ	続柄	生年月日	明・大 昭・平	・ ・	住所
	氏名					
	個人番号					
3	フリガナ	続柄	生年月日	明・大 昭・平	・ ・	住所
	氏名					
	個人番号					

14　配当割額又は株式譲渡割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

15　寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分		円
住所地の共同募金会、日赤支部分		円
条例指定分	都道府県	円
	市区町村	円

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄付した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

その他の事項

配当に関する住民税の特例		円
農業	分離肉用牛	円
	免税所得	円

6　給与所得の内訳
日給などの給与所得のある人で源泉徴収税額のない方は、収入金額の内訳を記入してください。

7　事業・不動産所得に関する事項
事業所得、不動産所得のある方は、営業・農業・不動産のいずれかを「所得の種類」欄へ記入し、種類毎に所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等を記入してください。
なお、事業専従者がいる方は、「11　事業専従者に関する事項」に記入してください。

8　配当所得に関する事項
配当所得がある方は、会社名と支払確定月、収入金額等を記入してください。

9　雑所得（公的年金等以外）に関する事項
雑所得（公的年金等以外）がある方は、種類、所得の生ずる場所、必要経費を記入してください。

10　総合譲渡・一時所得の金額に関する事項
総合課税の対象となる譲渡所得（土地、建物等の分離課税となる譲渡は除く）及び一時所得の内訳を記入してください。

11　事業専従者に関する事項
事業所得があり、専従者がいる場合は、氏名、続柄、生年月日、月数、専従者給与（控除）額を記入してください。

12　別居の扶養親族等に関する事項
扶養親族が市外に住所を有する場合は、住所、氏名を記入してください。

13　配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項
控除を受けようとする場合は記入してください。

14　寄附金に関する事項
寄附先の区分ごとに寄附金を分けて記入してください。

給与所得の求め方

給与収入金額（円）		給与所得金額（円）	給与収入金額（円）		給与所得金額（円）	
	～650,999	0	1,628,000	～1,799,999	（収入額÷4＝A）千円未満の端数切捨て	A×2.4
651,000	～1,618,999	給与等の金額から650,000円を控除した金額	1,800,000	～3,599,999		A×2.8－180,000
1,619,000	～1,619,999	969,000	3,600,000	～6,599,999		A×3.2－540,000
1,620,000	～1,621,999	970,000	6,600,000	～9,999,999	収入額×0.9－1,200,000	
1,622,000	～1,623,999	972,000	10,000,000	～	収入額－2,200,000	
1,624,000	～1,627,999	974,000				

給与の収入金額の合計を「カ」の欄に記入し、上記の式で計算した所得を⑥の欄に記入してください。

公的年金等の所得の求め方

65歳未満（昭和29年1月2日以後に生まれた方）			65歳以上（昭和29年1月1日以前に生まれた方）		
公的年金等の収入金額（円）		年金所得（円）	給与収入金額（円）		給与所得金額（円）
	～700,000	0		～1,200,000	0
700,001	～1,299,999	収入額－700,000	1,200,001	～3,299,999	収入額－1,200,000
1,300,000	～4,099,999	収入額×0.75－375,000	3,300,000	～4,099,999	収入額×0.75－375,000
4,100,000	～7,699,999	収入額×0.85－785,000	4,100,000	～7,699,999	収入額×0.85－785,000
7,700,000	～	収入額×0.95－1,555,000	7,700,000	～	収入額×0.95－1,555,000

事業専従者控除について

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族のうち、あなたの事業に昨年1年間のうち6ヶ月を超える期間専ら従事していた人（事業専従者）について事業所得から次の額を控除することができます。
控除額は次の①②の算式で計算したいずれか少ない方の金額です。

① 配偶者の場合は86万円　その他の人は1人について50万円
② 事業に係る所得金額÷（事業専従者＋1）

なお、事業専従者とした人は配偶者控除、扶養控除の対象とすることができません。